

令和元年第5回臨時会  
赤井川村議会会議録  
第1日（令和元年11月19日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名  
第 2 会期の決定  
第 3 諸般の報告  
第 4 発委第 2 号 介護サービス事業検討特別委員会の設置  
介護サービス事業検討特別委員会委員の選任  
第 5 陳情第 1 号 生活改善センターのカラオケ機器更新整備の要望について  
議長を除く全員で構成する陳情審査特別委員会の設置  
第 6 議案第51号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第4号）

追加日程

- 第 1 介護サービス事業検討特別委員会委員長申出 閉会中の継続調査申出  
第 2 陳情審査特別委員会委員長申出 閉会中の継続調査申出  
第 3 議会運営委員会委員長申出 閉会中の継続調査申出書

◎出席議員（8名）

1番	連	茂	君	2番	曾	根	敏	明	君		
3番	辻	康	君	4番	能	登	ゆ	う	君		
5番	湯	澤	幸	敏	君	6番	川	人	孝	則	君
7番	山	口	芳	之	君	8番	岩	井	英	明	君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬	場	希	君					
副	村	長	大	石	和	朗	君			
会	計	管	理	者	小	畑	信	幸	君	
総	務	課	長	高	松	重	和	君		
保	健	福	祉	課	長	藤	田	俊	幸	君

介護保険課長	神	信	弘	君	
産業課長	秋	元	千	春	君
建設課長	今	城		豪	君
総務課主幹	菅	藤	覚	史	君
教育長	根	井	朗	夫	君
教育委員会次長	谷		早	苗	君

◎議会事務局

事務局長	瀬	戸	雅	哉	君
書記	青	木	秀	英	君

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

- 議長（岩井英明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は8名です。  
定足数に達しておりますので、令和元年第5回赤井川村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。  
本臨時会に提出されました案件は、議案2件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。  
今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番、連茂君及び2番、曾根敏明君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日限りの1日間と決定いたしました。  
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思えます。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきたいと思えますので、お手元の議長諸報告資料をごらん願いたいと思えます。

第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和元年9月分の例月出納検査結果報告書及び10月9日実施の定期監査結果報告書の提出がありましたので、2ページから3ページとして配付いたしております。

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎日程第4 発議第2号

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第4、発議第2号 介護サービス事業検討特別委員会

の設置を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川人総務開発常任委員長。

○総務開発常任委員長（川人孝則君） 提出議案につきまして、説明いたします。

発委第2号 介護サービス事業検討特別委員会の設置について。

赤井川村議会会議規則第14条第3項の規定により、介護サービス事業検討特別委員会の設置案を別紙のとおり提出する。

令和元年11月19日提出、提出者、総務開発常任委員会委員長、川人孝則。

次のページです。介護サービス事業検討特別委員会の設置。

次のとおり、地方自治法第109条及び赤井川村議会委員会条例第5条の規定により、介護サービス事業検討特別委員会を設置する。

名称につきましては、介護サービス事業検討特別委員会といたします。

目的につきましては、介護サービス事業について調査及び検討を行います。

委員数は7名といたします。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

川人委員長、自席へお戻りください。

次に、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第2号 介護サービス事業検討特別委員会の設置を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

発委第2号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、発委第2号 介護サービス事業検討特別委員会の設置は、原案のとおり可決されました。

次に、介護サービス事業検討特別委員会設置の選任についてを行います。

お諮りいたします。

介護サービス事業検討特別委員会委員の選任につきましては、赤井川村議会議員委員会条例第7条第4項の規定により議長を除いた7名です。以上のとおり指名いたしたいと思

います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、介護サービス事業検討特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時09分 再開

○議長(岩井英明君) 会議を再開いたします。

休憩中に介護サービス事業検討特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

介護サービス事業検討特別委員会委員長に川人孝則君、それから副委員長に湯澤幸敏議員、以上のとおり互選されましたので、報告いたします。

#### ◎日程第5 陳情第1号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第5、生活改善センターのカラオケ機器更新整備の要望についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、陳情第1号としてシニアエンジョイクラブ代表、吉川幸男君、ほか5名から生活改善センターのカラオケ機器更新整備の要望書が届いております。これにつきましては、議長を除く全員で構成する審査特別委員会を設置し、付託の上審議することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号につきましては、陳情審査特別委員会に付託の上審議することに決定いたしました。なお、ただいま設置いたしました陳情審査特別委員会の委員長につきましては、先ほど協議のとおり川人孝則君、副委員長に曾根敏明君をお願いしたいと思っておりますので、よろしく取り計らい願いたいと思っております。

#### ◎日程第6 議案第51号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第6、議案第51号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(馬場 希君) それでは、補正予算の説明をさせていただきます。今回の補正予

算につきましては、先日以来ご説明をさせていただいています中央バスのダイヤ改正に伴う減便というふうに対処についての補正予算になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページ目をお開きください。議案第51号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第4号）。

令和元年度赤井川村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和元年11月19日提出、赤井川村長。

それでは、4ページ目をお開きください。2、歳出、2款1項1目一般管理費、規定額に126万3,000円を追加し、2億2,915万円に使用するものでございます。内訳としましては、公共交通会議の需用費ということで20万円、委託料で赤井川村公共交通バス運行事業委託料（新規）ということで106万3,000円というものでございます。

一応内容詳細につきましては、この後担当課長のほうからご説明させていただきますけれども、中央バスとの事前の話として、当初申し出につきましては土日祭日のダイヤ改正という申し出があったのですけれども、協議する中で土曜日については運行するというところで内々の連絡を受けております。これについては、この後22日に開催される公共交通会議の中で中央バスさんのほうからご報告を受け、それに対応する形で代替バスを運行することを決定していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご審議の上ご決定いただきたいというふうに思います。

それでは、この後担当課長から詳細について説明をさせますので、よろしくお願い致します。

続きまして、5ページ目、11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額からは126万3,000円を減額し、2,652万4,000円にしようとするものでございます。これにつきましては、歳入歳出のバランスをとるための減額ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、私のほうからバスの運行概要についてお話をさせていただきたいと思います。お手元に資料が赤井川村公共交通バス運行のお知らせということでA4の2枚物、それとA3でバスダイヤを、時刻表を書いているものがありますけれども、この2つの資料に基づいてご説明をさせていただきます。この資料につきましては、A4、2枚のものなのですけれども、ごめんなさい。A4、2枚ではないです。両面でした。大変申しわけありません。この資料につきましては、住民の皆様のほうにお知らせするために配布用としてちょっと作成させていただいたものです。これをもとに今概要についてご説明をさせていただきたいと思います。

今村長からお話がありましたように、日曜日、祝日が運休ということで中央バスからダイヤ改正の話を受けております。これに伴いまして、12月1日より3月31日までの間、代替交通として赤井川村公共交通バスを定時運行の方法で運行したいと思っております。4月1日以降の日曜、祝日の赤井川村余市間の交通については、本バスの利用状況により運行体制の再度の検討というものも行っていきたいというふうに考えております。

運行便数ですが、道の駅赤井川から余市駅前までの間は2便、常盤から余市駅前の間は2便ということで、1日4往復ということで、これについては現行の中央バスのダイヤ、運行本数と変更はございません。

運行受託業者、運行車両につきましてですが、村内のまず事業者には打診をさせていただきました。村内の唯一の交通事業者であります赤井川ハイヤーさん、現行スクールバスの受託をいただいておりますけれども、打診をしたところ運行については日曜、祝日であれば可能だというようなお返事をいただいているところであります。

続きまして、運行ダイヤなのですけれども、2019年12月1日から3月31日までの日曜、祝日ということで定時運行のため予約不要で運行させていただきます。バスの時刻表につきましては、既存の中央バス、各バス停のほうに赤井川村の公共交通バスダイヤということで表記をさせていただくこととなっております。ダイヤにつきましては、赤井川を基点に効率的な運行と、札幌方面への接続を検討した結果として中央バスさんや陸運局さんとも協議をさせていただいて、バスダイヤのほうを設定させていただきました。

ダイヤにつきましては、済みません、A3の資料のほうをごらんいただきたいと思えます。1便、道の駅赤井川を出発しまして、余市駅前に向かうバスについては、中央バスの時刻と変わりありません。その後、2便、余市駅前から常盤のほうに向かうバスなのですけれども、ここについては変更させていただいています。中央バスのダイヤでは8時35分余市駅前発なのですけれども、1時間早く常盤のほうに向かうようにしております。

常盤のほうに向かったバスが今度3便になりますが、これにつきましても常盤を9時40分に出発しているバスなのですけれども、常盤を8時50分に出発する形をとらせていただいております。常盤をこの時刻に出発しまして、余市駅前に着くのが9時42分のダイヤです。接続につきましては、小樽方面高速岩内号に余市駅前9時51分ということで、接続についても対応が可能かなというふうに思っております。

中央バスのダイヤの運行につきましては、ここで午前の便は終わるのですけれども、赤井川を基点にということで考えさせていただきまして、4便ということでこれも時刻を変更させていただいてまして、9時42分余市駅前に着いたバスが10時15分出発ということで道の駅赤井川のほうに向かってまいります。これで午前の便は終了という形で、ここで一旦休憩という形になります。

次、5便のほうです。道の駅赤井川を従来14時45分なのですけれども、15分おくらせまして、3時に出発をして余市駅前に3時37分。バスの接続がなかなかまい時間がなかったのですけれども、余市駅前JR小樽方面が16時3分というものがございます。この接続

を考慮しまして、次に6便、7便、済みません、次6便、8便の誤りであります。済みません、修正をお願いしたいと思いますが、余市駅前を16時に出発するバスを基本に最後6便、7便、8便につきましては、現行の中央バスダイヤと変更してございません。これにつきましては、先日の日曜日もそうだったのですけれども、最終便の乗客については三、四名赤井川でおりているお客さんもいたということで、高校生やお年を召した方、交通弱者といわれる方のご利用が多いということで、このような形でダイヤを設定させていただいております。

済みません、お手元のA4の資料にお戻りください。裏面になります。乗車方法なのですけれども、現在の赤井川線のバス停をご利用いただく形になります。乗車の際に行き先を伝えていただき、運賃を先にお支払いいただく方法をとらせていただくこととしました。これについては、整理券や降車ボタン等、意思を表示するのが配慮させていただいて、先にとということでドライバーもこのような不慣れな部分に対応していきたいということで、このようなことで調整をしていきたいというふうに思っています。降車できる区間については赤井川線と同様、北海道中央バスと同様に追分常盤区間についてはフリー乗降区間ということで設定をさせていただいております。

運賃なのですけれども、現在の中央バスの利用時の運賃及び公共交通利用促進としての地域生活バス回数券交付事業の実施の状況を踏まえ、5種類の運賃設定をさせていただきたいと考えております。下のほうにバスの運賃表がございますが、区間、ベースをちょっと赤井川を基点に考えさせていただきました。現行の中央バスの料金、501円以上700円以下の部分については350円ということで乗車をいただくという形になっています。一番運賃が高いのが余市駅前から常盤なのですけれども、その部分については1,001円以上の料金になりますが、500円ということで設定をさせていただいております。中央バスの運賃の半額程度ということで設定をさせていただいておりますので、いわゆる大人、子供、障害者の割引の区分等は設定せず、小学生未満のみ無料という形で運賃設定でバスを乗車いただきたいというふうに思っております。運賃の支払いは現金払い、先ほどお話をしたように前払いという形で設定をさせていただいております。バス停ごとの運賃の詳細につきましては、法にも定めがありますので、バスの車内に掲示をしたいというふうに思います。

有償運送を行うことに関してなのですけれども、22日に法定協議会を行いまして、その場で法定協でも合意というものがなければ、陸運局の届け出、申請行為ができません。12月1日を目途に今陸運局と事前調整ということでいろいろ協議はさせていただいておりますけれども、もしかしましたら12月1日の運行につきましては有償運送の許可がおりないということも想定されます。その部分につきましては、ここにも書いてはありますが、無料でバスを乗っていただきたい。許可次第、有償運行ということでスライドをさせていただきたいというふうに考えております。

最後、運行カレンダーになりますけれども、12月から3月までの間、ここに記載してありますように22日間ということでバスを運行させていただきたいと思っております。バス

の乗車運賃につきましては、先ほど計上させていただきましたバスの運行委託料と相殺をする形でバス事業者のほうから村に納めていただくというような方法をとらせていただきたいと思いますというふうに思っております。

以上、簡単な概要説明となりましたけれども、以上にてご説明を終わらせていただきます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 赤井川公共交通バスの運行に代替でされるということなのですが、周知の方法について、村ホームページを初め地域公共バス内にてと書いてあるのですが、中学生が結構今例えば高校受験控えて土日で希望する学校を見に行ったり、そういうことにもバス利用されているようですので、中学生混乱することないように中学校のほうにもぜひ、小学生でももしかしたら出かける子もいるかもしれないですが、特に中学生は多分必要とされている方いらっしゃると思いますので、ぜひ周知のほうはお願いしたいと思います。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 今ご意見いただきましたように、中学校のほうにも子供たちに適切に伝わるようにしてまいりたいというふうに思います。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 赤井川ハイヤーさんに委託ということなのですが、今スクールバスでも毎日走っていただいていると思うので、この日曜、祝日もということになると土曜お休みだとしても、ほとんど毎日ずっと運転するという状況になってしまうと思いますが、私も会社のことを余り詳しく知らないのですが、運転手さんお一人でやられているのかなと思うのですが、その辺維持していくためにも、もし運転手さんの過重労働につながるかとちょっと心配してしまうのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 今お話がありました点につきましてなのですが、これから陸運局に対しまして公共交通、市町村有償運送ということで登録をしております。その段階で今お話があったように、やはり私どもも1人というのはなかなか大変でありますし、定時運行ということで仮にインフルエンザになったときに走れないということになったら大変なことであります。今赤井川ハイヤーさんのほうでも運転手さんのほうを登録運転手ということで本人以外に2名ほど登録をいただいて、計3名の体制で陸運局に対しては登録の手続きをしております。

○議長（岩井英明君） 川人孝則君。

○6番（川人孝則君） このスクールバスに関しては村のものというふうな解釈なのですが、そのもとでこの道を祭日も全て保険適用になるのか、自己責任、この辺に関してのそ

こらはどういう対応になっているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 保険につきましても、車両に入っている保険につきましても、今回の日曜、祝日の運行についても対応がされるということで確認をとらせていただいています。

○議長（岩井英明君） 川人孝則君。

○6番（川人孝則君） 保険の対象にはなりませんけれども、全てもし事故あった場合の代車対応だとか、そういうことは全部業者でやっていただくとか、そういう確認もとれているのかどうか、そこら辺もお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 代車対応のところなのですけれども、今赤井川ハイヤーさんとも協議をさせていただいてまして、とりあえず代車につきましても登録としては陸運局にも登録をさせていただくのですけれども、今ある赤井川ハイヤー、4人乗りにはなってしまうのですけれども、それを代替車両としてちょっと登録をさせていただいて、まずは運行事業者の責任のもとで車両を確保していただきたいというふうに考えておりますが、ただそのような事故が発生した際には仮に4人の自動車のタクシーで可能なのかという部分も確かにご指摘のとおりあると思いますので、その点は村の公用車であれば可能だということも陸運局から話を聞いていますので、その時点がそうした段階ではちょっと適切にまた対処してまいりたいというふうに思っております。

○議長（岩井英明君） よろしいですか。そのほか質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第51号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第51号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

介護サービス事業検討特別委員会委員長並びに陳情審査特別委員会委員長より閉会中の継続審査申し出が、議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書がそれぞれ提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、介護サービス事業検討特別委員会委員長申出、追加日程第2、陳情審査特別委員会委員長申出、並びに追加日程第3、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 介護サービス事業検討特別委員会委員長報告

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第1、介護サービス事業検討特別委員会委員長申出を議題といたします。

介護サービス事業検討特別委員会委員長から、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 陳情審査特別委員会委員長報告

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第2、陳情審査特別委員会委員長申し出を議題といたします。

陳情審査特別委員会委員長から、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎追加日程第3 議会運営委員会委員長報告

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第3、議会運営委員会委員長申し出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### ◎閉会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

以上をもって本臨時会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和元年第5回赤井川村議会臨時会を閉会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君） これで本日の会議を閉じます。

令和元年第5回赤井川村議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午前10時32分閉会）